

宇部市告示第104号

宇部市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和50年条例第19号)第6条に基づき、下記のとおり賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、この関係図書は宇部市土木建設部下水道整備課において、一般の縦覧に供する。

令和8年4月23日

宇部市長 篠崎 圭二

1 区域を定めた日

令和8年4月23日

2 賦課対象区域

宇部市

大字東岐波	字蝮迫、字平賀領、字大番、字三軒屋、字上ヶ崎、字磯地、字五反田前、字馬木領、字尺田、字鳥屋郷、字吉田山、字沖ノ浴、字蕨川、字越川、字高尾、字大石、字中ノ原、字丸尾、字小沢浴、の各一部
大字西岐波	字誥坂、字野黒目、字炭生野、字北鳥ノ巢、字鳥ノ巢、字末田、字井沢、字沖ノ山 の各一部
大字中野開作	字七ノ割、四ノ割、壱ノ割 の各一部
大字上宇部	字西沖田 の一部
大字中宇部	字鳴水、字西岩田 の各一部
大字沖宇部	字沖ノ山 の各一部
大字小串	字開立、字福富 の各一部
大字妻崎開作	字妻九拾ノい、字崎拾拾壱ノは、字崎三拾式三十三ノに、字妻七八ノい、字崎廿四廿五ノい、字崎廿六廿七ノい、字崎三拾式三拾三ノは、字崎式拾式拾壱ノろ、字崎拾六拾七ノに の各一部
大字東須恵	字北西河内、字開蔵寺、字西ノ丸 の各一部
大字際波	字拾式ノ割 の各一部
大字船木	字上菅ノ木、字時屋、字西上河内 の各一部
大字沖ノ旦	字下横割北ノ割 の各一部

厚南北四丁目、野中五丁目、東琴芝一丁目、北条二丁目、草江一丁目、恩田町一丁目、恩田町二丁目、厚南北一丁目、山門一丁目、黒石北二丁目、西平原三丁目、大小路三丁目、床波五丁目、西宇部北四丁目、明神町一丁目、床波四丁目、西小串四丁目、厚南中央四丁目、厚南北三丁目、常盤台二丁目、野中四丁目、東新川町 の各一部

3 供用開始する排水施設の分流式・合流式

分流式・合流式